

新型コロナウイルス感染症についてのお知らせ

電話相談の受け付け時間が変わります

保健予防課 ☎227・5102

☎227・5108

4月1日(水)から「川越市帰国者・接触者相談センター（新型コロナウイルス関連専用電話）」の受付日時を、次のとおり変更します。受付時間外は、24時間対応している「埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター（新型コロナウイルス関連専用電話）」に相談してください。

●川越市帰国者・接触者相談センター ☎227・5107

日時：月～金曜日(祝・休日を除く)、午前8時30分～午後5時15分

●埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター（新型コロナウイルス関連専用電話） ☎0570・783・770

24時間(土・日曜日、祝・休日可)受け付けています。

感染予防対策について

不要不急な集まりをできるだけ避け、特に高齢の方、持病がある方、妊娠している方は人混みを避けてください。風邪の症状があるときは外出を控えましょう。

また、次のような基本的な感染症対策を徹底しましょう。

●せっけんによる手洗いや消毒

●咳エチケット(咳やくしゃみをするときにティッシュやハンカチで口を覆う)を心掛ける

●十分な睡眠や休養、バランスの良い食事をとる

自治会に加入しましょう！

地域づくり推進課 ☎224・5705

☎224・6705

自治会は、住みよい豊かなまちづくりを目指して、各地域でレクリエーション・環境美化・防災・防犯など、さまざまな活動を行っている自主的な団体です。

自治会に加入し、地域の活動に参

固定資産(土地・家屋)評価額が確認できます

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

資産税課 ☎224・5642

☎226・2539

納税者が、自己の所有する土地・

加してみませんか。住んでいる地域の自治会が分からない方は、同課にお尋ねください。

家屋の評価額について、他と比較して適正であるかを確認できます。

縦覧期間：4月1日(水)～6月1日(月)

(土・日曜日、祝・休日を除く)

対象：納税者▼同一世帯の親族▼納

税管理人▼相続人代表者▼納税者

の委任状(法人の場合は代表者印のある物)を持つ方



固定資産課税台帳の縦覧

資産税課 ☎224・5642

☎226・2539

自己の所有する土地・家屋・償却資産の課税内容を確認できます。上記縦覧期間内は「名寄せ兼課税台帳の写し」を無料交付(1回のみ)します。なお、縦覧期間以降も縦覧できます。

対象：固定資産の所有者▼同一世帯の親族▼納税管理人▼相続人代表者▼所有者の委任状(法人の場合は代表者印のある物)を持つ方

■縦覧・閲覧の会場、持ち物

会場：同課(本庁舎2階)

持ち物：本人確認書類(運転免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカード、前年度納税通知書等)

不服審査の申し出

市民税課 ☎224・5637

☎226・2540

固定資産課税台帳に記載された価格に不服がある場合は、「川越市固定資産評価審査委員会」へ審査を申し出ることができます。

申し出先：同委員会(本庁舎2階・市民税課内)

申し出期間：4月1日(水)以降に、納

税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内

広報川越が月1回発行に変わります

広報室 ☎224-5495 ☎225-2171

4月から広報川越が、月2回発行から月1回発行になります。それに伴い、掲載内容を一部変更します。市ホームページや川越市公式SNSと連携して、読みやすい紙面作りに取り組みます。

発行日が変わります

毎月1日(月1回発行になります)

企画記事、「ひとまち」を毎号掲載

特にお知らせしたい記事を企画記事にします。「ひとまち」では、市内の出来事を紹介します。

スリムにして読みやすくします

施設情報や子育て情報は、市ホームページや各施設のホームページ等をご確認ください。なお、施設情報の一部は、今後も催し・募集などでお知らせします。川越時間旅行、がんばる川越農業、消費生活の豆知識、めざせ健康寿命日本一を含めたコラムは掲載を終了します。

*情報アラカルトの締め切りは、掲載月の前々月の25日です(6月1日発行の広報川越に掲載する場合は、4月27日(月)が締め切りです)。

*前月28日までに各戸へ配布します。届かなければ、ご連絡ください。

次の広報川越は5月1日発行です。4月10日・25日号の発行はありません。

また、市からの情報は広報川越のほか、市ホームページ(下の2次元バーコードからアクセスできます)や川越市公式SNS、川越市メール配信サービスなどで発信しています。



川越市パートナーシップ宣誓制度が始まります

男女共同参画課 ☎224-5723 ☎224-6705

多様性を認め合いながら、誰もが自分らしくいきいきと暮らせる社会を目指し、5月1日(金)から、川越市パートナーシップ宣誓制度を開始します。同制度は、同性カップルがパートナーシップ関係にあることを市に宣誓し、市が宣誓した事実を証明する宣誓書受領証等を宣誓した2人に交付するものです。

パートナーシップ関係とは

互いを人生のパートナーとし、日常生活で相互に協力し合うことを約束した、戸籍上の性別が同じ2人の社会生活関係です。

宣誓の要件

次の全てを満たす2人

- パートナーシップ関係にある
- 満20歳以上
- 川越市民である(転入予定の方も宣誓可能)
- 互いに配偶者がいない
- 他の方とパートナーシップの宣誓をしていない
- 互いに近親者でない

申し込み

5月1日(金)から、電話・ファクスで事前予約。希望に応じて個室で対応します。

*手続きの流れ、必要書類などを記載した宣誓の手引きを同課(本庁舎3階)で配布しています(市ホームページからもダウンロード可)。

内容	担当課
国民健康保険税	国民健康保険課 ☎224-5833 ☎224-7318
介護保険料	介護保険課 ☎224-5817 ☎224-5384
後期高齢者医療保険料	高齢・障害医療課 ☎224-5842 ☎224-7318
個人住民税	市民税課 ☎224-2540 ☎224-2540

令和元年度(平成31年度)に国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・個人住民税が年金から差し引かれていた方は、引き続き4月から仮徴収を行います。差し引金額は今年2月と同額です。

ただし、個人住民税は令和元年度(平成31年度)の公的年金等に係る年税額の6分の1に相当する額となります。それぞれの金額は、昨年中の収入状況を基に6・7月に決定し、通知書を郵送します。決定額と仮徴収済みの差額は、8月以降分で調整します。詳しくは、次の各課にお尋ねください。

仮徴収(年金からの差し引き)を行います

浄化槽の補助制度について

環境対策課 ☎224-5894

☎225-9800

単独処理浄化槽・くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換および合併処理浄化槽の維持管理に補助金を交付します。補助金が予算額に達した時点で終了します。郵送では受け付けできません。申請方法など詳しくは、市ホームページを確認するか、お尋ねください。

家庭用合併処理浄化槽への転換補助

単独処理浄化槽・くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換をする方に、設置費、撤去費および配管費の一部を補助します。

申請期間は4月1日(水)から来年2月15日(月)までです。

■設置費

対象は、下水道事業計画区域・農業集落排水事業実施採択区域を除いた区域です。

①既存住宅の建て替えを伴わない合併処理浄化槽への転換

補助額：5人槽≒41万円▼6・7人槽≒44万2000円▼8〜10人槽≒64万2000円

②既存住宅の建て替えに伴う合併処理浄化槽への転換

補助額：10人槽以下≒12万円

確定申告と市・県民税申告期限を延長

市民税課 ☎224-5640

☎226-2540

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告が4月16日(休)まで延長されました。詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

市・県民税の申告期限も同日まで延長します。なお、市では同課窓口(本庁舎2階)で市・県民税の申告を受け付けします。確定申告の受け付けは川越税務署などご注意ください。詳しくは同課にお尋ねください。

■撤去費

①の工事に併せて行う既存単独処理浄化槽等の撤去への補助：4万円

■配管費

①の工事に併せて行う配管工事への補助：15万円

■家庭用合併処理浄化槽の維持管理

浄化槽を新たに設置した場合、使用開始3か月を経過した後の5か月に「設置後の水質検査(7条検査)」を受け、その後は毎年「定期検査(11条検査)」を受ける義務が生じます。

春の全国交通安全運動を実施します

防犯・交通安全課 ☎224-5721 ☎224-6705

4月6日(月)から15日(水)に、春の全国交通安全運動を実施します。市では、歩行中の高齢の方の交通事故が多いことから、令和2年度の交通安全重点目標を「高齢歩行者の交通事故防止」としました。

ドライバーの心得

ドライバーは、歩行中の高齢の方の近くを走行するときスピードを落とす、ゆとりを持った距離をとるなど、思いやりのある運転を心掛けましょう。また、横断歩道は歩行者優先です。横断歩道を通過する際は、直前で停止可能な速度で走行し、歩行者がいるときは横断歩道の手前で一時停止し、その通行を妨げないようにしましょう。一人ひとりがいつも以上に安全運転を意識し、交通事故防止に努めましょう。

なお、例年運動期間中は市や関係機関・団体等がキャンペーン活動を行っています。今年の春は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、実施しません。ご理解をお願いします。

浄化槽を適正に維持管理するため、保守点検・清掃・法定検査を実施している方に、補助金を交付します。

申請期間は、保守点検の契約最終日の翌日から3か月以内または、来年3月25日(木)のいずれか早い日までです(契約最終日が来年3月の場合には3月1日(月)から可)。

対象区域：下水道処理区域(下水道が使える区域)以外

*申請は、平成26年度以降最初に申

請した年度から翌々年度末までできます(上限3回、同26年度から同29年度までに申請した方は今年度以降申請できません)。

■設置後の水質検査(7条検査)

補助額：5人槽≒1万円▼6・7人槽≒1万1000円▼8〜10人槽≒1万2000円

■定期検査(11条検査)

補助額：5人槽≒7000円▼6・7人槽≒8000円▼8〜10人槽≒9000円

住宅改修費用の一部を補助

産業振興課 ☎224・5934

☎224・8712

地域経済対策の一環として、次の要件を満たす改修工事費用の一部を補助します。前・中・後期ともに補助金が予算額に達した時点で終了します。申し込みは、同課(本庁舎5階)で配布する申請書類に必要事項を記入し、直接同課(市ホームページからもダウンロード可)。

*補助金交付決定前に工事着工した場合、補助は受けられません。必ず

工事着工2週間前までに申請してください。

受付開始日：前期☎4月10日(金)▼中期☎7月9日(木)▼後期☎11月18日

(水)

対象工事：次の全てに該当する工事

- ①市内施工業者が行う20万円以上(消費税を除く)の個人住宅の改修工事、②他の補助対象工事でない、
- ③前期は8月10日(祝)まで、中期は10月30日(金)まで、後期は来年2月26日(金)までに完了する工事

対象：次の全てに該当する方①川越市に住民登録がある、②リフォーム

ムする住宅の所有者で、その住宅に居住している、③市税に滞納がない、④過去に同制度を利用していない

補助額：改修工事に要した費用(消費税を除く)のうち5%に相当する額で、6万円を限度(1000円未満切り捨て)

入札参加業者の追加登録を受け付け

契約課 ☎224・5632
☎223・1726

市が発注する次の業務の入札参加

業者の追加登録を受け付けます。

申請書類は、市独自の物と共同受け付けに参加している全自治体で共通の物の2種類です。詳しくは、ホームページ「申請の手引き」をご確認ください。

申請業務：建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理(道路・河川・苑地・下水道)

申請期間：新規申請☎4月1日(水)～17日(金)▼業種などの追加申請☎4月1日(水)～24日(金)(各消印有効)

申請方法：申請書類を郵送で〒330-9301さいたま市浦和区高砂三丁目15-1・埼玉県入札審査課に郵送(持参不可)

無料耐震相談会

建築指導課 ☎224・5974
☎225・9800

事前に申し込まれた図面を基に、建築士が無料で耐震診断し、診断結果や補強方法などの相談に応じます。

日時：5月24日(日)午前10時～午後4時

会場：南公民館

対象：木造住宅(2階建て以下)

申し込み：5月11日(月)までに建物図面を直接同課(本庁舎5階)

川越市オンブズマン制度をご利用ください

広聴課 ☎224・5011 ☎222・5454

オンブズマン制度は、市民の権利・利益を守り、公正で信頼される市政を推進するため、市政への苦情や不服について、公正・中立な立場から解決を図る制度です。

●申し立ての手続き

市政に対する苦情で、申立人自身の直接の利害に関わるものであれば、どなたでも申し立てることができます。申し立ては、同課(本庁舎3階)・南連絡所・市民センターで配布する「苦情申立書」に、必要事項を記入し、郵送または直接申立書配布場所に提出してください(郵送の場合は、〒

350-8601川越市役所広聴課内オンブズマン会議事務局)。

●苦情の範囲

苦情の内容は、申立人自身に直接の利害関係があり、その事実があった日から1年以内のものに限ります。議会に関する事項など、調査できないものがありますので、あらかじめ同課にお尋ねください。

●川越市オンブズマン

松本弥生さん(代表・弁護士)▼陸登美江さん(元医療法人理事)▼本山賢太郎さん(弁護士)

施設等利用費の年度内の請求にご協力ください

保育課 ☎224-5827

☎223-8786

幼児教育・保育無償化に伴い、幼稚園等の預かり保育および認可外保育施設等の利用料の一部を支給しています。昨年10月以降の利用分について、まだ請求が済んでいない方は手続きをしてください。

対象：新2号または新3号認定の子どものうち、令和元年10月以降に幼稚園または認定こども園の預かり保育事業や、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（原則幼稚園等を併用している場合を除く）等の認可外保育施設を利用した方

*新2号認定は、満3歳になった日から最初の3月31日を経過した保育の必要性がある未就学児です。

*新3号認定は、満3歳になった日から最初の3月31日までの保育の必要性がある未就学児がいる住民税非課税世帯です。

必要書類：施設等利用費請求書▼利用した施設が発行する特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収内容確認書

提出期限：4月24日(金)

提出先：郵送または直接同課（本庁舎3階）・利用した施設（郵送の場合）
 〒350-8601 川越市役所保育課

幼稚園における副食費の補足給付申請について

保育課 ☎224-5827

☎223-8786

幼稚園における給食費のうち、令和元年10月以降の副食材料費相当額（月額上限4500円）を補助します。1か月でも対象となる月がある場合には、手続きをください。

対象：次のいずれかに該当する世帯
 ▼市民税非課税世帯またはそれに準ずる（生活保護受給世帯や里親等）▼年収360万円未満相当▼小学校3年生以下の兄弟が2人以上いる

必要書類：幼稚園で配布される実費徴収に係る補足給付費申請書▼特定教育・保育施設および特定子ども・子育て支援施設等の実費徴収額証明書

提出期限：4月15日(水)

提出先：郵送または直接同課（本庁舎3階）・利用した施設（郵送の場合）
 〒350-8601 川越市役所保育課

児童扶養手当等の支給額が変わります

児童扶養手当について＝こども家庭課 ☎224-5821 ☎225-5218
 特別児童扶養手当について＝こども政策課 ☎224-6278 ☎223-8786

児童扶養手当と特別児童扶養手当の額は、物価変動に応じて自動的に額を改定する「自動物価スライド制度」が取られています。令和元年度全国消費者物価指数の物価変動率(0.5%)が公表されたことを踏まえ、4月から、次のとおり支給額が改定されます。

児童扶養手当

父母の離婚、死亡など支給要件に該当する子どもを育てている方や、父または母に重度の障害のある子どもを育てている方に支給される手当。

児童扶養手当の支給額

子の人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)
1人目	43,160円	10,180円～43,150円
2人目加算額	10,190円	5,100円～10,180円
3人目以降加算額	1人につき6,110円	1人につき3,060円～6,100円

特別児童扶養手当

身体、知的または精神に一定の障害がある20歳未満の子を育てている方に支給される手当。

特別児童扶養手当の支給額

障害の状態	1級(重度)	2級(中度)
月額(1人あたり)	52,500円	34,970円

ひとり親の方の就業支援

こども家庭課 ☎224-5821

☎225-5218

就職の際に有利となり、生活の安定の助けとなる資格の取得や講座の受講を支援するため、ひとり親の方に給付金を支給しています。

いずれも事前相談が必要です。申し込み方法など詳しくは、お尋ねください。

■高等職業訓練促進給付金

看護師(准看護師含む)・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士等の資格を取得しようとしている

場合に支給します。今後該当が見込まれる方も、ご相談ください。

対象：次の全てに該当する方①市内

在住のひとり親家庭の親、②現在、修業と就労または子育ての両立が困難、③児童扶養手当の支給を受けているまたは同等の所得水準にある、④課程が1年以上の、上記

資格(看護師等)の資格取得養成機関に入り、対象資格の取得が見込まれる

支給額：市民税非課税世帯 月額

10万円 ▼同課税世帯 月額7万500円

*養成機関の最後の12か月は、月額

4万円が増額されます。

支給期間：養成機関に修業している

間(最大48か月)

*取得を予定している資格や養成機関のカリキュラムにより異なります。

■自立支援教育訓練給付金

教育訓練給付の対象講座を受講した場合に、支払った受講料の一部を支給します。

対象：次の全てに該当する方①市内

在住のひとり親家庭の親、②児童扶養手当の支給を受けているまたは同等の所得水準にある

対象講座：雇用保険制度の教育訓練

給付の指定教育訓練講座

支給額：受講料の6割(上限20万円、

1万2000円以下は支給なし)

*一般教育訓練給付金との差額支給についてはお尋ねください。

臨時・非常勤職員の募集

職員課 ☎224-5553

☎225-2895

令和2年4月1日以降に採用予定の会計年度任用職員等の臨時・非常勤職員を随時募集します。

募集職種など詳しくは、市ホームページを確認するか、同課にお尋ねください。



南古谷保育園の新園舎が完成!

こども政策課 ☎224-6278

☎223-8786

南古谷保育園の建て替え工事が終わりました。4月1日(水)から移転します。なお、電話番号に変更はありません。

移転後の住所…並木新町16-15

電話番号…235-4036

令和元年東日本台風(台風第19号)の義援金をお配りしました

福祉推進課 ☎224-5769

☎225-3033

令和元年東日本台風(台風第19号)により、市内に大きな被害が発生しました。この被害に対し、多くの市民・団体から市へ心のこもった義援金が寄せられました。

被害に遭った皆さんの1日も早い生活の復旧をお祈り申し上げますとともに、義援金を寄せてくださった皆さんにお礼申し上げます。

■義援金額…5,004万4,509円

*うち、川越市自治会連合会から1,891万2,916円。

■配分金額

●半壊の被害に遭った世帯…11万5,000円

●一部損壊(準半壊)およびそれに至らない床上浸水の被害に遭った世帯…2万3,000円

●一部損壊(10%未満)の床下浸水および風害の被害に遭った世帯…1万1,500円

障害のある方の手帳や手当のお知らせ

障害者福祉課 0224-5785 0250-3003

障害のある方の手帳について

障害のある方の手帳には、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の3種類があり、手帳を取得することで、各種福祉サービス等を利用することができます。申請時に必要な書類は、それぞれの手帳で異なります。詳しくは同課にお尋ねください。

身体障害者手帳
*平成28年4月以降の交付分から身体障害者手帳のカバーが紺色となり、全ての手帳カバーの色が統一されました。現在お持ちの手帳もそのまま利用できますが、手帳を持参の上、申請することで、新しいカバーと引き換えができます。

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語、そして機能、肢体不自由、内部(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓)機能の障害があり、その程度が身体障害者福祉法の認定基準に該当する場合に市へ申請することで、交付を受けることができます。

申請時に必要な書類：指定医師が記入した市指定の診断書等
*平成30年7月に視覚障害の認定基

準が改正されました。認定基準に該当する方や既存の等級が変更となる方は、随時申請を受け付けています。

療育手帳

知的障害が発達期(おおむね18歳まで)に生じた方で、市に申請後、川越児童相談所等で一定以上の知的障害が認められた方が、県から交付を受けることができます。

精神障害者保健福祉手帳

精神疾患(そううつ病・統合失調症等)で、一定以上の精神障害が認められていて、長期にわたり日常生活または社会生活上の制約がある方が、市に申請することで県から交付を受けることができます。

申請時に必要な書類

精神保健指定医等が記入した指定の診断書、または精神障害を支給事由とする年金証書

特別障害者手当と障害児福祉手当

申請は随時受け付けています。申請時に必要な書類は障害の種類等で異なります。また、市が指定した様式により指定医師が作成した診断書が必要になる場合があります。いずれの手当も所得制限があります。詳しくは、同課で配布しているパンフ

レットをご確認ください。

特別障害者手当

20歳以上で身体または精神の重度障害により、日常生活で常時、特別の介護を要する状態にあり、障害基礎年金1級程度の障害が重複するか、同程度以上と認められる方に支給します。

*施設に入所中の方はまたは3か月を超えて入院中の方は、手当を受けられません。

支給額：月額2万7350円

障害児福祉手当

20歳未満で、①身体障害者手帳1級の1部・2級の1部の方、②療育手帳(A)相当の方、③精神障害・血液疾患・肝臓疾患などで①②と同程度の障害を有する方に支給します。

*施設に入所中の方は手当を受けられません。

支給額：月額1万4880円

在宅心身障害者手当

申請は随時受け付けています。支給額は等級や年齢によって異なります。詳しくは、同課にお尋ねください。
対象：市内に住所を有し、身体障害者手帳1〜3級・療育手帳(A)〜B・精神障害者保健福祉手帳1・2級

のいずれかをお持ちの方で、手当の対象となる等級の手帳を65歳未満で取得した方

*65歳以上の方でも、平成21年12月31日以前に前記の等級に該当する手帳を取得していれば対象になります。

*施設に入所中の方や市民税が課税されている方は対象となりません。受給中の方が施設に入所した場合は、必ず同課までご連絡ください。

持ち物：障害者手帳・印鑑・本人名義の預貯金通帳、マイナンバーカードまたは番号確認書類(通知カード等)と身元確認書類(運転免許証等)

福祉タクシー利用券・ガソリン利用券

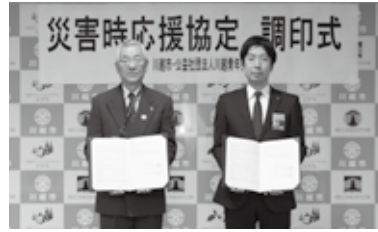
次の対象に該当し、福祉タクシーの利用または、ガソリンの費用助成を希望する方は、障害者手帳・印鑑・車検証(ガソリン利用券希望の方のみ)を持参し、同課に申請してください。なお、既に福祉タクシー利用券またはガソリン利用券の登録が済みの方には、令和2年度分の利用券を送付しました。

対象：身体障害者手帳1・2級、療育手帳(A)・A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの交付を受けている方

「災害時応援協定」を 締結

防災危機管理室 0224-55554

Fax 0225-2895



災害時の市民生活の確保を目的とし、2月14日に(社)川越青年会議所と災害応急復旧に係る人員の派遣などに関する協定を締結しました。

難病患者見舞金を支給します

障害者福祉課 0224-5785 0225-3033

令和2年度分の申請は、4月1日(水)から来年3月31日(水)まで受け付けます。

* 申請した月により、支給期日が異なります。

支給額：年3万6000円

対象：市内に1年以上居住し、申請時に有効期限内の指定難病医療受給者証(県発行)、特定疾患医療受給者証(県発行)、指定疾患医療受給者証(県発行)、川越市小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれかの交付を受けている方

持ち物：医療受給者証・印鑑・本人名義の預貯金通帳
申請場所：障害者福祉課(本庁舎1階)または健康管理課(総合保健センター1階)

飼い主のいない猫の 不妊・去勢手術費用の一部を補助

食品・環境衛生課 0227-5103 0224-2261

飼い主のいない猫の繁殖抑制を図り、地域の良好な生活環境を促進するため、飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を実施する方へ、手術費用の一部を補助します。

受け付けは先着順で、補助金が予算額に達した時点で終了します。詳しくは、市ホームページを確認するか、同課までお尋ねください。

申請期間…第1期=4月1日(水)~9月30日(水)▶第2期=10月1日(水)~来年2月26日(金)

申請できる方…市に住民登録がある方

対象となる猫…市内に生息し、飼い主がいないことを確認した猫(飼い猫は対象外)で、協力動物病院で不妊・去勢手術(併せて片耳にV字カット)を受ける猫

補助額…不妊手術(メス)=1匹につき7,000円▶去勢手術(オス)=1匹につき4,000円

* 上記を限度額とし、手術費用が限度額に満たないときは、手術費用とします。

申し込み…同課(保健所1階)で配布する申請用紙に必要事項を記入し直接同課

* 必ず手術前に申請してください。

「片耳にV字カット」って?

一度、不妊・去勢手術をした猫を間違ってもう一度捕獲しないためのしるしです。



ヘルプカードをどう存じますか?

障害者福祉課 0224-5785 0225-3033

ヘルプカードとは、緊急連絡先や必要とする支援の内容などを記載することのできる携帯用カードです。支援を必要とする方が、災害時や日常生活の中で困ったことがあったときに提示することで、状況にあった支援を受けやすくなります。「ちよっと手助けが必要の人」と「ちよっと手助けしたい人」の両者をつなぐきっかけをつくります。

ヘルプカードの配布は障害者福祉課(本庁舎1階)または健康管理課(総合保健センター1階)で行っています。市ホームページからもダウンロードできます。詳しくは、障害者福祉課までお尋ねください。
対象：障害のある方など、緊急時に支援を必要とする方



ヘルプカードは多くの皆さんに知っていただくことで、初めてその効果を発揮し、支援を必要とする方の安心につながります。ヘルプカードを示された時には、カード内容に沿った手助けや配慮をお願いします。

国民年金の手続きを忘れずに

市民課 ☎224-5764 ☎226-5091

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方が加入する公的年金制度です。加入者は第1号被保険者(自営業者や学生など)・第2号被保険者(会社員や公務員)・第3号被保険者(第2号被保険者の被扶養配偶者)に分かれます。会社などを退職した時や配偶者の扶養から外れた時は届け出が必要です。

こんな時	手続きに必要な物	届け出先
会社などを退職した	年金手帳・退職証明書または健康保険資格喪失証明書など・マイナンバーカードまたは番号確認書類(通知カード等)・本人確認書類(運転免許証等)・印鑑	市民課(本庁舎1階)・市民センター・南連絡所
配偶者の扶養から外れた	年金手帳・健康保険資格喪失証明書など・マイナンバーカードまたは番号確認書類(通知カード等)・本人確認書類(運転免許証等)・印鑑	

令和2年度の国民年金保険料

4月から来年3月までの国民年金保険料は、月額16,540円です。納付書は、日本年金機構から4月上旬に送付されます。また、国民年金保険料をまとめて前払い(前納)すると割引きされる制度があります。現金での納付以外に口座振替・クレジットカード・インターネットによる納付も可能です。詳しくは、川越年金事務所 ☎242-2657にお尋ねください。

学生納付特例

20歳以上の学生で、本人の所得が少なく保険料の支払いが困難な場合は、申請により保険料の納付が猶予される制度です。前年度に特例が承認されて、今年度も引き続き同じ学校に在学する方は、日本年金機構から送付される申請書(ハガキ形式)に必要な事項を記入して返送してください。ただし、在学する学校等が変わった方、申請書が届かなかった方は、窓口での申請が必要になります。

対象…大学・短大・高校・高等専門学校・専修学校などに在学する20歳以上の学生(所得制限あり)

手続きに必要な物…新学年の学生証または在学証明書(原本)・年金手帳・マイナンバーカードまたは番号確認書類(通知カード等)・本人確認書類(運転免許証等)・印鑑

受付窓口…市民課・市民センター・南連絡所

*2年1か月前までさかのぼって申請する場合は、在学期間を証明する書類が必要です。

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

●「小江戸川越マップ」に掲載している情報の更新 河川課 ☎224-6041 ☎224-8804

「荒川・入間川流域洪水ハザードマップ」における洪水浸水想定区域図を更新、令和元年東日本台風における道路冠水実績等を反映、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の施設位置等を令和元年12月末現在の状況に更新しました。

●令和元年度包括外部監査の結果報告書が提出されました 監査委員事務局 ☎224-6132 ☎224-1933

テーマは「一般会計における補助金等に関する事務の執行について」です。報告書は、情報公開窓口(東庁舎1階)・図書館・公民館、市ホームページで確認できます。

●スポーツ安全保険をご活用ください スポーツ振興課 ☎224-6094 ☎224-8712

(公助)スポーツ安全協会では、令和2年度スポーツ安全保険の加入受け付けをしています。この保険は、スポーツ・文化・ボランティア活動等が対象です。加入依頼書などを公民館・川越運動公園で配布しています。詳しくは、同課までお尋ねください。

●事業承継による店舗の改修費用等の一部を補助 産業振興課 ☎224-5934 ☎224-8712

市内事業者の円滑な事業承継による商業の振興を図るため、事業承継をする方(補助対象者)が行う店舗の改修または設備整備に要する費用の一部を補助します。詳しくは、同課までお尋ねください。

●使用料・手数料の見直しに関するアンケートの結果 財政課 ☎224-5618 ☎225-2895

1月に実施した同アンケートの報告書は、同課(本庁舎4階)・図書館・市ホームページで閲覧できます。

土曜日の納税相談のお知らせ

収税課 ☎224-5837

☎226-2538

市では、平日に市税または国民健康保険税の納付や納税相談をすることが困難な方のために、毎月第2・4土曜日に納税相談窓口を開設しています。令和2年度は6月以降の納税相談の実施日が変更になります。開設日は、下記のとおりです。なお、4月・5月は第2・4土曜日に開設します。

日程…7月11日(土)▶9月12日(土)▶11月14日(土)▶来年1月9日(土)▶2月13日(土)

時間…午前8時30分～正午

会場…同課(本庁舎2階)

*受付時間は、午前11時30分までです。

*電話相談も受け付けています。

*入り口は、本庁舎西側地下1階休日・夜間入り口です。

*課税についての問い合わせや、国民健康保険の加入および脱退の手続きはできません。

マイキーID設定支援を行います

市民課 ☎224-5744

☎225-5371

9月から、消費活性化対策の一環として、マイナンバーカードを活用したマイナポイントが実施される予定です。マイナポイントが付与されるには、マイナンバーカードの取得とマイキーIDの設定が必要です。市では、下記の日程で、マイキーID設定支援窓口を設置します。

日程…4月1日(水)から9月下旬までを予定(土・日曜日、祝・休日を除く。ただし、4月・5月の第2・第4土曜日は開設)

時間…午前9時～正午▶午後1時～5時

会場…本庁舎1階

持ち物…マイナンバーカード、利用者証明用電子証明書暗証番号(マイナンバーカード交付時に設定した数字4桁)

*マイナポイント開始の時期が近づくと、マイナンバーカードの交付申請が混み合うことが予想されます。マイナンバーカードをお持ちでない方は、早めの交付申請をお願いします。

催し・募集

*会場||問い合わせと同じ・対象||どなたでも・定員||なし・経費||無料の場合は記載を省略しています。

催し

川越市民文化祭
川越フィルハーモニー管
弦楽団 定期演奏会

☎224-6157

オーケストラの演奏会。指揮は神成大輝さん。曲目は、チャイコフスキー交響曲第5番ほか。

日時…6月6日(土)午後2時～

(開場は午後1時) 会場…ウエ

スタ川越 大ホール 定員…先着50人 経費…800円 申し込み…4月1日(水)午前10時から経費を持参の上、直接同課

東京オリンピック・パラリンピックを100倍楽しむ科学的方法

☎224-6157

スポーツ科学、心理学やスポーツ感性情報学の基礎を踏まえ、科学的な観戦方法を学びま

す。川越大学間連携講座。東洋大学共催事業。

日時…5月16日～6月13日、土曜日(全5回)、午後2時～4時

会場…東洋大学(鯨井) 定員…70人(抽選) 経費…2500円 申し込み…4月22日(水)までに電話・ファクスで同課(市ホームページからも可)

救命講習

☎222-0160

消防局救急課

胸骨圧迫と人工呼吸、AEDの使い方などを学びます。再講

習者の受講も可能です。

対象…川越市・川島町に在住・在勤・在学のおおむね中学生以上 定員…各先着30人 申し込み…申し込み開始日の午前10時から電話で同課(本人または保護者が申し込み)



■普通救命講習I

成人対象の応急手当で。

日時…①5月23日(土)、②7月3日(金)、③9月9日(水)午前10時～正午 申し込み開始日…①115

■普通救命講習III

小児・乳児対象の応急手当で。

日時…6月13日(土)午前10時～正午 申し込み開始日…6月3日(水)

■上級救命講習

成人・小児・乳児対象の応急手当で。

日時…①4月19日(日)、②8月21日(金)、午前10時～午後4時 申し込み開始日…①114月8日(水)、②118月12日(水)